

鳥取県海面漁業権免許方針（素案）

令和5年9月に予定されている海面漁業権の一斉切替えに伴う海区漁場計画の作成は、「海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付4水管第57号水産庁長官通知）」、「改正漁業法に基づく海面利用制度の運用について（令和2年6月30日付2水管第499号水産庁長官通知。以下「海面利用ガイドライン」という。）」に定めるもののほか、この方針の定めるところにより行う。

1 基本的な考え方

本県海面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進し、水産資源の持続的な利用を確保し、海面全体が最大限に活用される海区漁場計画を作成する。

それぞれの漁業権が、海面全体の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう設定し、現に存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先し、現に漁業権が存しない水面について新たに漁業を免許する場合は、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保する。

なお、活用漁業権については、海面利用ガイドライン等に従い、類似漁業権を設定する。

【現在の鳥取県海面における漁業権の免許内容】



申請種別	免許番号	漁業権の種類	漁業の種類													漁業時期	漁業権者(漁協/天所) / 漁場の位置(区画/定置)	有効期間	
			わかめ	あわび	さざえ	ひじき	あかむら	あまのり	くらも	てんぐさ	あかもく	えごのり	わかめ	のり	あかむら				
第一種共有	1号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第一種共有	平成25年9月1日 から 平成26年(2023年) 8月31日
	2号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	3号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	4号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	5号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第二種共有	6号	地区別															第二種共有	平成30年9月1日 から 平成35年(2023年) 8月31日	
	7、8号	わかめ養殖業																10.21~4.30	第一種共有
	9号	わかめ養殖業																11.1~4.30	第一種共有
	10号	わかめ養殖業																11.1~3.31	第一種共有
	11号	わかめ養殖業																11.1~3.31	第一種共有
	12号	わかめ養殖業																11.1~3.31	第一種共有
	13号	わかめ養殖業																11.1~3.31	第一種共有
	14号	わかめ養殖業																10.21~4.30	第一種共有
	15号	わかめ養殖業																10.21~4.30	第一種共有
	16号	わかめ養殖業																10.21~4.30	第一種共有
第三種共有	17号	天然																第一種共有	平成30年9月1日 から 平成35年(2023年) 8月31日
	18号	天然																第一種共有	平成30年9月1日 から 平成35年(2023年) 8月31日

【海藻の漁業時期】

- わかめ: 2/1~6/30
- てんぐさ: 6/6~8/31
- あまのり: 11/1~5/31
- もずく: 2/1~8/31
- くらも: 2/1~5/31
- あかもく: 3/1~5/31
- えごのり: 7/21~8/31
- ひじき: 4/1~6/30

【殻長等の制限】

- あわび: 殻長9cm以下
- さざえ: 殻蓋(へた)の長径2cm以下
- はまぐり: 殻長3cm以下
(規則第40条)

【禁止期間】

- なまこ: 5/1~8/31(中海海域及び境界水道に限る)
(規則第38条)

2 漁業種類別の免許方針

(1) 第一種共同漁業権

第一種共同漁業権は、藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業であり、組合による漁場管理がなされ、その漁業権の関係地区の漁業者が共同して漁場を利用するもので、漁業協同組合に免許される。第一種共同漁業はその前提として、漁業関係者による漁場及び資源の自治的かつ自主的な管理を特に必要とするものであり、これらに対する漁業関係者の意欲を重視し、対象水産動植物を選定する。

免許を受けた漁業協同組合が適切に漁場及び資源を管理することによって、漁場秩序の維持、水面の有効活用及び漁業生産力の維持増大を図るものについて免許する。

1) 漁場の位置及び区域

ア 海区割り、沖だし距離は、現行免許どおりとする。

(沖だし距離について当県では、以前から漁業権対象魚種が生息している概ね水深20メートル以浅域を、漁業権漁業の漁場の区域としており、東部海域(岩美町～北栄町)では距岸1,500メートル、西部海域(琴浦町～境港市)では距岸2,000メートルまでの区域を漁場の区域としている。)

イ 漁港・港湾内の漁業権は、漁業利用状況及び管理者との調整により設定する。

(漁業協同組合から要望があり、港湾、漁港管理者等との協議の上、公益上支障のないものについて設定する。)

ウ 漁場区域について、緯度経度による表記を行う。

2) 漁業の種類(対象水産動植物)

漁業生産上重要であり、漁業関係者による漁場及び資源の自治的かつ自主的な管理がなされている魚種について設定する。

ア 既存の対象水産動植物の考え方

利用している水産動植物は、引き続き設定する。

利用していない水産動植物は、利用できるほどの資源がない等の利用していないことの合理的な理由があること、利用できる状況になれば利用する意欲がある場合は、引き続き設定する。

利用がなく、かつ、利用の見込みがない対象水産動植物については削除を検討する。

イ 新規の対象水産動植物の考え方

漁業生産において重要な水産動植物であり、かつ漁業調整その他公益に支障を及ぼさない水産動植物について設定する。

3) 漁業時期 魚種の生息実態及び漁業の操業実態をもとに設定する。

ア 貝類等の水産動物は、周年とする。

イ 藻類は、漁業生産上必要な期間とする。

4) 存続期間

漁業権の存続期間は10年とする。

5) その他

公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならないことを免許の制限又は条件とする。

(2) 第一種区画漁業権

養殖業を推進し、港内等の未利用水面での漁業生産力の維持増大を図るため、漁業調整上、公益上の観点から支障が無ければ漁業協同組合又は意欲のある経営者に積極的に免許する。

1) 漁場の位置及び区域

ア 現在、漁業権が免許されており養殖が営まれている区域を設定する。

なお、港湾内、漁港内等については、港湾、漁港管理者等との協議の上、公益上支障のないものについて設定する。

イ 漁場区域について、緯度経度による表記を行う。

2) 漁業の種類

現在安定的に養殖が行われている種類、新たに意欲をもって養殖を行おうとする種類を設定する。

なお、従来、養殖対象種を特定することにより、漁業調整に資する趣旨で、一漁業権一漁業種類が原則とされてきていたが、免許期間中にも、漁業生産力の向上や海洋環境の変化に対応するため、既存の養殖漁業で新しい魚種の養殖の取組が試みられていることから、現場の取組みを阻害せず、漁業権者の意欲や柔軟な発想、環境の変化への柔軟な対応により養殖漁業の一層の推進を図るため、「わかめ養殖業」を「藻類垂下式養殖業」、「いわがき養殖業」を「貝類垂下式養殖業」、「魚類（魚種列記）小割り式養殖業」を「魚類小割式養殖」とするなど、魚種を指定しないこととする。

3) 漁業時期

実際に養殖が行われる時期を設定する。

4) 存続期間

漁業権の存続期間は5年とする。

5) その他

船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならないこと（ただし、夜間にあつては、灯火による標識によるものとする）、公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならないことを免許の制限又は条件とする。

(3) 定置漁業権

定置漁業権は、漁具を設置して営む漁業で、身網（魚を溜める部分）の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル以上であるものをいう。

定置漁業は一定の漁獲量が確保でき、産地としての水産物供給体制を維持、強化が図られるため、漁業調整上、公益上の観点から支障が無ければ意欲のある漁業協同組合又は経営者に積極的に免許を行う。

1) 漁場の位置及び区域

ア 現在、漁業権が免許されており定置漁業が営まれている区域を設定する。

（土俵又は錨は漁場の区域からはみ出しても差し支えないが、漁具を敷設し得る一定区域の水面とする。）

イ 共同漁業権区域内では、共同漁業権免許者の同意を必要とする。

ウ 漁場区域の基点について、緯度経度による表記を行う。

2) 漁業の種類

定置漁業（雑漁定置漁業）

3) 漁業時期

実際に土俵、錨等を入れて建込みをはじめる時から取り除き終わる時とする。

4) 存続期間

漁業権の存続期間は5年とする。

5) その他

船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならないこと（ただし、夜間にあつては、灯火による標識によるものとする）、公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならないことを免許の制限又は条件とする。

第一種共同漁業権に係る利用の状況及び各漁協（支所）の要望等

(1) 利用実績がない漁業

漁業の名称 (魚種)	○利用、●利用がない						状況	対応(案)
	1号 東福部	2号 賀路浜村	3号 夏泊泊	5号 赤崎淀江	6号 米子	8号 境港		
てんぐさ	●	●	●	●	●		【1～5号】今は資源がない。出荷に手間がかかるため利用見込みのない地区もあるが、まとまった資源があれば利用予定の地区もある。 【6号】利用の見込みなし	【1～5号】設定 【6号】設定しない
ひじき				●			利用にはまだ不足するが、増殖活動により群落形成され、他地区に移植中。	設定
にいな				●			近年資源が減少し利用できないが資源が回復すれば利用。	設定
うに	○	●	○	○	●		【2号、6号】今は身入りが悪いが身入りが良くなれば利用する。	設定(R4よりウニの利活用、販路拡大に向けたプロジェクト実施中)

※ 上記以外の漁業については利用実績を確認。

(2) 設定地区の追加要望

漁業の名称 (魚種)	○：現在の設定、●：要望						地区(海区)	理由	対応(案)
	1号	2号	3号	5号	6号	8号			
くろも	○	○	●	○			青谷(3号)	100kg/年くらい採捕し、単価も高い。	設定
あわび	○	○	○	○	○	●	境港(8号)	漁業権区域に堰堤が伸び、今後漁場となる。	設定
さざえ	○	○	○	○	○	●			
かき	○	○	○	○	○	●			
いがい	○	○	○	●	○	●	淀江(5号)	漁業収入の一助。	設定
はまぐり		●	○		●		浜村(2号) 米子(6号)	【2号、6号】周期的に砂浜域に沸く。数十年前に出荷。	設定しない (かいけた網漁業で採捕可能)

(3) その他

項目	地区	理由	対応(案)
かめのての新規設定	東(1号) 浜村(2号)	数年水揚げ、単価も上昇。 いがいに替わり分布拡大。	漁業生産上の重要性等を精査し、対応検討。
くろもの漁業時期延長	網代(1号)	6月まで採捕している。	5/31までを6/30までに変更
はまぐりの名称変更	-	一般の方に分かりにくい。	標準和名「こたまがい」へ変更

第一種区画漁業権に係る各漁協（支所）の活用状況等

漁業権者	免許番号	漁業の名称	活用状況	漁協意見等	対応（案）
県漁協 （東支所）	海区 第1、2号	わかめ養殖業	○		設定
田後漁協	海区 第3号	わかめ養殖業	○		設定
県漁協 （福部支所）	海区 第4号	わかめ養殖業	○		設定
県漁協 （浜村支所）	海区 第5、6号	わかめ養殖業	○		設定
	海区 第7号	いわがき養殖業	○		設定
県漁協 （青谷支所）	海区 第8号	わかめ養殖業	×	面積狭く採算合わない。 魚類養殖への変更希望。 （栽培センターでアジ、 ギンザケ養殖試験実施 中、実用化の見込みあり）	魚類小割式養殖業として設定【新規漁業権】
県漁協 （泊支所）	海区 第9号	わかめ養殖業	○		設定
県漁協 （淀江支所）	海区 第10、12号	わかめ養殖業	○		設定
	海区 第11号	のり養殖業	×	面積狭く、広くすると航路に影響するため活用できない。	設定しない
	海区 第13号	わかめ養殖業	○		設定
県漁協 （境港支所）	海区 第14号	魚類（ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ）小割り式養殖業	○		設定
	海区 第15号	いわがき養殖業	○		設定

※ 新規要望なし

※ 現場の取組みを阻害せず、漁業権者の意欲や柔軟な発想、環境の変化への柔軟な対応により養殖漁業の一層の推進を図るため、「わかめ養殖業」を「藻類垂下式養殖業」、「いわがき養殖業」を「貝類垂下式養殖業」、「魚類（魚種列記）小割り式養殖業」を「魚類小割式養殖」とするなど、魚種を指定しないこととする。

定置網漁業権に係る各漁協（支所）の活用状況等

漁業権者	免許番号	漁業の名称	活用状況	漁協意見等	対応（案）
県漁協 （御来屋支所）	海定 第1号	定置網漁業	○		設定

※ 新規要望なし